

社会福祉法人 凜優会

役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 凜優会(以下「この法人」という。)の役員、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)について、報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- 1 常勤役員等については、報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の額)

第4条 常勤役員等の報酬等については、別表1に定める額とする。

- 2 交通費は4月と10月に6ヶ月分を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の額)

第5条 非常勤役員等の報酬等については、別表2のとおり報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、宿泊費、交通費、研修費等については、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月25日とする。但し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日にあたる場合は、これらの前日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議などに出席した都度現金にて支給する。

(適用除外)

第9条 理事において、施設の職を兼務する者には、この規程は適用しない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1

内容	報酬の額
理事長業務報酬	月額 750,000円
交通費	実費

別表 2

内 容	時 間	報酬手取額	実費弁償費
理事会出席・評議員会 出席及び評議員選任・ 解任委員会出席	2時間未満	10,000円	3,000円
	2時間以上	20,000円	
監事監査・指導		14,000円	3,000円

報酬手取額は、源泉徴収税額控除後の額とする。